

議案第 45 号

伊賀市手数料条例の一部改正について

伊賀市手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊賀市手数料条例(平成16年伊賀市条例第115号)の一部を次のように改正する。

別表第 7 の 3 の項を次のように改める。

3	消防法第11条 第 1 項前段の 規定に基づく 貯蔵所の設置 の許可の申請 に対する審査 に係る手数料	ア	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が 10以下のもの	1 件につき	20, 000円
				指定数量の倍数が 10を超え50以下の もの	1 件につき	26, 000円
				指定数量の倍数が 50を超え100以下の もの	1 件につき	39, 000円
				指定数量の倍数が 100を超え200以下 のもの	1 件につき	52, 000円
				指定数量の倍数が 200を超えるもの	1 件につき	66, 000円
		イ	屋外タンク貯 蔵所（特定屋 外タンク貯蔵 所、準特定屋 外タンク貯蔵 所及び岩盤タ ンクに係る屋 外タンク貯蔵 所を除く。）	指定数量の倍数が 100以下のもの	1 件につき	20, 000円
				指定数量の倍数が 100を超え10, 000以 下のもの	1 件につき	26, 000円
				指定数量の倍数が 10, 000を超えるも の	1 件につき	39, 000円

--

ウ	準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		1 件につき	530,000円
エ	特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項のオにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項のオにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件につき	820,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1 件につき	990,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1 件につき	1,100,000円
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1 件につき	1,400,000円
		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1 件につき	1,640,000円
		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上	1 件につき	3,850,000円

			300,000キロリットル未満のもの		
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1 件につき	5,090,000円
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1 件につき	6,290,000円
	オ	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,120,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,330,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,480,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根	1 件につき	1,830,000円

		式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所		
		危険物の貯蔵最大 数量が100,000キロ リットル以上 200,000キロリット ル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所	1 件につき	2,120,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が200,000キロ リットル以上 300,000キロリット ル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所	1 件につき	4,330,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が300,000キロ リットル以上 400,000キロリット ル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所	1 件につき	5,570,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロ リットル以上の浮 き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所	1 件につき	6,770,000円
	カ	岩盤タンクに 係る屋外タン ク貯蔵所	1 件につき	5,750,000円

		の		
		危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロ リットル以上 500,000キロリット ル未満のもの	1 件につき	7,250,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が500,000キロ リットル以上のもの	1 件につき	10,700,000 円
	キ	屋内タンク貯蔵所	1 件につき	26,000円
	ク	地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 100以下のもの	1 件につき 26,000円
			指定数量の倍数が 100を超えるもの	1 件につき 39,000円
	ケ	簡易タンク貯蔵所	1 件につき	13,000円
	コ	移動タンク貯蔵所（サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。）	1 件につき	26,000円
	サ	積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所	1 件につき	39,000円
	シ	屋外貯蔵所	1 件につき	13,000円

別表第9中20の項を21の項とし、19の項の次に次のように加える。

20	地番図・航空写真付き地番図の交付手数料	1 枚につき	300 円
----	---------------------	--------	-------

第2条 伊賀市手数料条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「戸籍、住民票又は外国人登録原票」を「戸籍又は住民票」に改める。

別表第9中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項から21の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年7月9日から施行する。